

(仮称)西明石地域交流センター建設設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1 業務名

(仮称)西明石地域交流センター建設設計業務委託(以下「本業務」という。)

2 業務目的

本業務は、現在、西明石地区の地域交流拠点であるサンライフ明石の老朽化、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応及び住民ニーズに基づく地域交流拠点への新たな機能に対応するため、2023年(令和5年)6月策定の(仮称)西明石地域交流センター整備計画で定める基本理念である「本と出会い、人とつながる交流の場」を創出することを目的に、(仮称)西明石地域交流センター建設及びサンライフ明石解体の設計業務を委託するものである。

なお、業務に当たっては、整備計画に定めた事項を基本とし、発注者と協議の上進めることとする。

3 業務仕様

この特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による。

ただし、当該共通仕様書に記載のうち、「調査職員」とあるのは、「担当職員」と読み替える。

4 施設概要

施設名称 (仮称)西明石地域交流センター
施設の場所 明石市西明石南町3丁目2の一部
主要用途 複合用途(図書館、集会所)

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

敷地の面積 約1,646 m²

※1) 正確な敷地面積は別途業務で実施する敷地測量調査の上確定予定

※2) 敷地形状は別添「敷地・周辺情報図」のとおりとする。

用途地域 近隣商業地域

建蔽率 80%

容積率 300%

その他 準防火地域

(2) 施設の条件

新築施設の規模、構造及び官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

延べ面積	構造	階数	耐震安全性の分類
約3,400 m ²	基本設計により決定	5階建てを基本とし、基本設計により決定	構造体 II類 非構造部材 B類 建築設備 乙類

(3) 建設条件

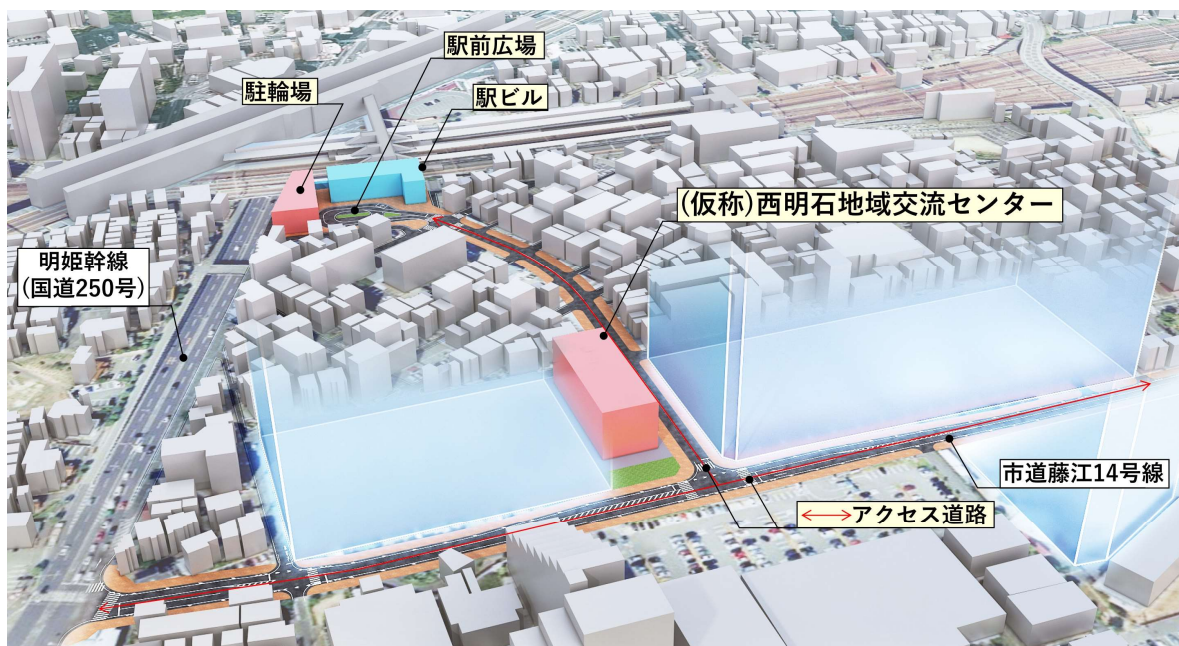
- ① 工事費 17 億円（税込） ※整備計画時の概算（外構等の附帯工事を含む。サンライフ明石の解体費は除く。）
- ② 工事期間 2024 年度（令和 6 年度）より約 17 ヶ月

(4) 設計条件

- ① 設計費 契約書記載のとおり
- ② 設計期間 契約締結の翌日から 2024 年（令和 6 年）9 月 30 日まで
 基本設計：契約締結の翌日から 2024 年（令和 6 年）3 月 25 日まで
 実施設計：基本設計完了日から 2024 年（令和 6 年）9 月 30 日まで

※ 本業務を含む西明石駅及び駅周辺におけるまちづくりに関する事業スケジュール及び整備イメージ図は以下のとおりである。

年度		2023	2024	2025	2026	2027
(仮称)西明石地域交流センター		基本設計・実施設計		建設工事	供用開始予定 サンライフ明石解体	
	都市計画事業	アクセス道路	測量・設計	物件調査	用地買収・整備工事	
	駅前広場	測量・設計	整備工事		部分供用開始予定	供用開始予定
	駅ビル (JR 事業)	設計	工事		供用開始予定	



- ③ 管理技術者の資格要件
 管理技術者（業務を管理し、及び総括する責任者）は、一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）とする。
- ④ 主任技術者の配置及び資格要件
 意匠担当、構造担当、電気設備担当及び機械設備担当の主任技術者（管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括し、2 週間に 1 回程度開催する発注者との定例的な打合せに出席する者）を配置する。
 意匠担当主任技術者及び意匠担当技術者は一級建築士、構造担当主任技術者は構造設計一級建築士（建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士をいう。）、電

気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は設備設計一級建築士（建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士をいう。）又は建築設備士（建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士をいう。）とする。

⑤ 業務履行体制

管理技術者、各担当の主任技術者及び各担当技術者は、本業務を受託した事業者（以下「受託者」という。）に所属していること。

管理技術者、意匠担当主任技術者、意匠担当技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は、それぞれ 1 名以上とする。

なお、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。

(5) 適用基準

本業務の実施に当たっては、次の基準及びその他の関連要綱・各種基準等の最新版を参照すること。

< 建築 >

- ① 公共建築協会「建築工事設計図書作成基準及び参考資料」
- ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築設計基準」
- ③ 公共建築協会「構内舗装・排水設計基準及び参考資料」
- ④ 公共建築協会「建築工事標準詳細図」
- ⑤ 公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」
- ⑥ 公共建築協会「建築工事監理指針」
- ⑦ 公共建築協会「建築構造設計基準及び参考資料」
- ⑧ 日本建築学会「各種構造計算規準・同解説」
- ⑨ 公共建築協会「擁壁設計標準図」
- ⑩ 建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」
- ⑪ 建築保全センター「建築改修工事監理指針」
- ⑫ 国土交通省大臣官房官庁営繕部「敷地調査共通仕様書」
- ⑬ 公共建築協会「建築物解体工事共通仕様書・同解説」

< 設備 >

- ① 公共建築協会「建築設備計画基準」
- ② 公共建築協会「建築設備設計基準」
- ③ 公共建築協会「建築設備設計計算書作成の手引」
- ④ 公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ⑤ 公共建築協会「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」
- ⑥ 公共建築協会「電気設備工事監理指針」
- ⑦ 建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ⑧ 公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- ⑨ 公共建築協会「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」
- ⑩ 公共建築協会「機械設備工事監理指針」
- ⑪ 建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- ⑫ 日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」
- ⑬ 日本建築センター「建築設備設計・施工上の運用指針」

< 積算 >

- ① 建築コスト管理システム研究所「建築数量積算基準・同解説」

- ② 建築コスト管理システム研究所「公共建築工事積算基準」
- ③ 建築コスト管理システム研究所「公共建築工事積算基準の解説」

<その他（共通）>

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン」
- ② 国土交通省住宅局「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」
- ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」

(6) 適用法令

本業務の実施に当たっては、次の関係法令及び関連施行令・施行規則等の最新版を遵守すること。

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 道路法
- ④ 消防法
- ⑤ 水道法
- ⑥ 下水道法
- ⑦ 水質汚濁防止法
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑨ 大気汚染防止法
- ⑩ 騒音規制法
- ⑪ 振動規制法
- ⑫ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ⑬ 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法及び関連施行令・施行規則
- ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ⑮ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ⑯ 建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ⑰ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）
- ⑱ 駐車場法
- ⑲ 航空法
- ⑳ ガス事業法
- ㉑ 電波管理法
- ㉒ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ㉓ 土壌汚染対策法
- ㉔ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ㉕ 兵庫県建築基準条例
- ㉖ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- ㉗ 兵庫県福祉のまちづくり条例及び施行規則
- ㉘ 兵庫県の各種関連条例及び施行規則
- ㉙ 明石市建築基準法施行細則
- ㉚ 明石市公的開発指導要綱
- ㉛ 明石市都市景観条例
- ㉜ その他の関連法規・県条例・市条例

6 業務内容

- (1) (仮称) 地域交流センター建設に係る基本設計・実施設計業務（建築工事、電気・機械・昇降機等設備工事、屋外附帯工事、その他附帯工事の設計及び積算）
- (2) サンライフ明石解体（明石市西明石南町3-1-21）に係る実施設計業務（基礎、杭、設備等を含む解体設計及び積算）
- (3) 上記(1)、(2)に係る各種調査・検討（報告書2部作成）及び申請手続業務
 - ① 敷地、既存建物、工作物及び立木の調査並びに敷地内を含む敷地周囲の給排水設備、電気設備、機械設備及びインフラ関連等に関する調査
 - ② 解体する建物、工作物等のアスベスト含有調査（定性分析20検体、定量分析6検体）
 - ③ 電波障害調査
 - ④ 諸官庁、関係機関等との協議
 - ⑤ 建築工事に伴う各種届出等の一切の申請手続業務（計画通知申請、構造計算適合性判定申請、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請、建築物環境評価制度（CASBEE）の届出、大規模建築物等の届出、防災計画書の作成・届出（建築物の高さが31mを超える場合、建築基準法施行令第147条の2に該当する場合等の建築防災計画評価機関の評定を含む。）、その他関係法令等により必要となる申請・届出（計画内容により、都市計画法第34条の2の協議が必要な場合あり））
- (4) その他、本設計に必要となる一切の業務
 - ① 完成設計図書の説明及び報告に関する業務
 - ② 工種ごとの工程計画の作成
 - ③ パース作成（完成予想図、外観×3面（アイレベル×2面、鳥瞰×1面）、内観×5面。作成後に計画内容の変更があった場合は修正作業を行うこと。各提出仕様は協議による。）
 - ④ 施設内外の什器・備品、図書館運営上必要なシステム（OPAC、BDS等）等の仕様検討及びレイアウト計画の作成（図書館の什器・備品、システム等の検討については、本市担当部局である「本のまち推進課」と協議の上実施すること。）
 - ⑤ 設計施工支援制度・競争入札等審査会（庁内）用の資料作成（表紙、建物概要、位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、電気・機械設備図（系統図、結線図、機器表、平面図等）及び担当職員が指示する図面等の資料（CADデータを含む。））
 - ⑥ 広報誌、広報用パンフレットの作成
 - ⑦ 市民説明用資料の作成
 - ⑧ 補助金申請等の補助業務（会計検査時の立会いを含む。）
 - ⑨ 建築後の維持保全計画の策定
 - ⑩ PUBDISの登録

※1) 上記(1)の基本設計に関する業務は次のとおりとする。

- ① 設計条件等の整理
 - ア 条件整理
 - イ 設計条件の変更等の場合の協議
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ア 法令上の諸条件の調査
 - イ 計画通知等の申請に係る関係機関との打合せ
- ③ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- ④ 基本設計方針の策定

- ア 総合検討
 - イ 基本設計方針の策定
 - ⑤ 基本設計に関する成果図書の作成
 - ⑥ 概算工事費の報告（概算工事費の報告時期は担当職員の指示による）
- ※2) 上記(1)、(2)の実施設計に関する業務は、次のとおりとする。
- ① 要求の確認
 - ア 明石市政策局企画・調整室（以下「担当部局」という。）の要求等の確認
 - イ 設計条件の変更等の場合の協議
 - ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ア 法令上の諸条件の調査
 - イ 計画通知等の申請に係る関係機関との打合せ
 - ③ 実施設計方針の策定
 - ア 総合検討
 - イ 実施設計のための基本事項の確定
 - ウ 実施設計方針の策定
 - ④ 実施設計に関する成果図書の作成
 - ア 実施設計に関する成果図書の作成
 - イ 計画通知等の申請図書の作成
 - ⑤ 積算業務（営繕積算システム RIBC2 を使用すること。）

II 設計方針

1 共通事項

- (1) 建設場所の特性を考慮し、建築計画、構造計画、設備計画等について、西明石地区の地域交流拠点として必要となる機能を有する施設とすること。
- (2) 設計に当たっては、整備計画で定めた事項を実現するための具体的な必要機能を I 業務概要 5(3)建設条件に記載の工事費の範囲内で検討、整理すること。
- (3) I 業務概要 5(5)適用基準によらず、新工法等の特殊な工法、材料、製品等を採用する場合は、受託者が当該性能、機能等を満たすことを証明し、本市の承諾を得ること。
- (4) 本業務プロポーザル方式に係る「質問及び回答」、「技術提案書」及び「プレゼンテーション・ヒアリング審査における答弁内容」を踏まえ、本市担当職員と協議の上、設計に当たること。

2 諸室等の設計方針

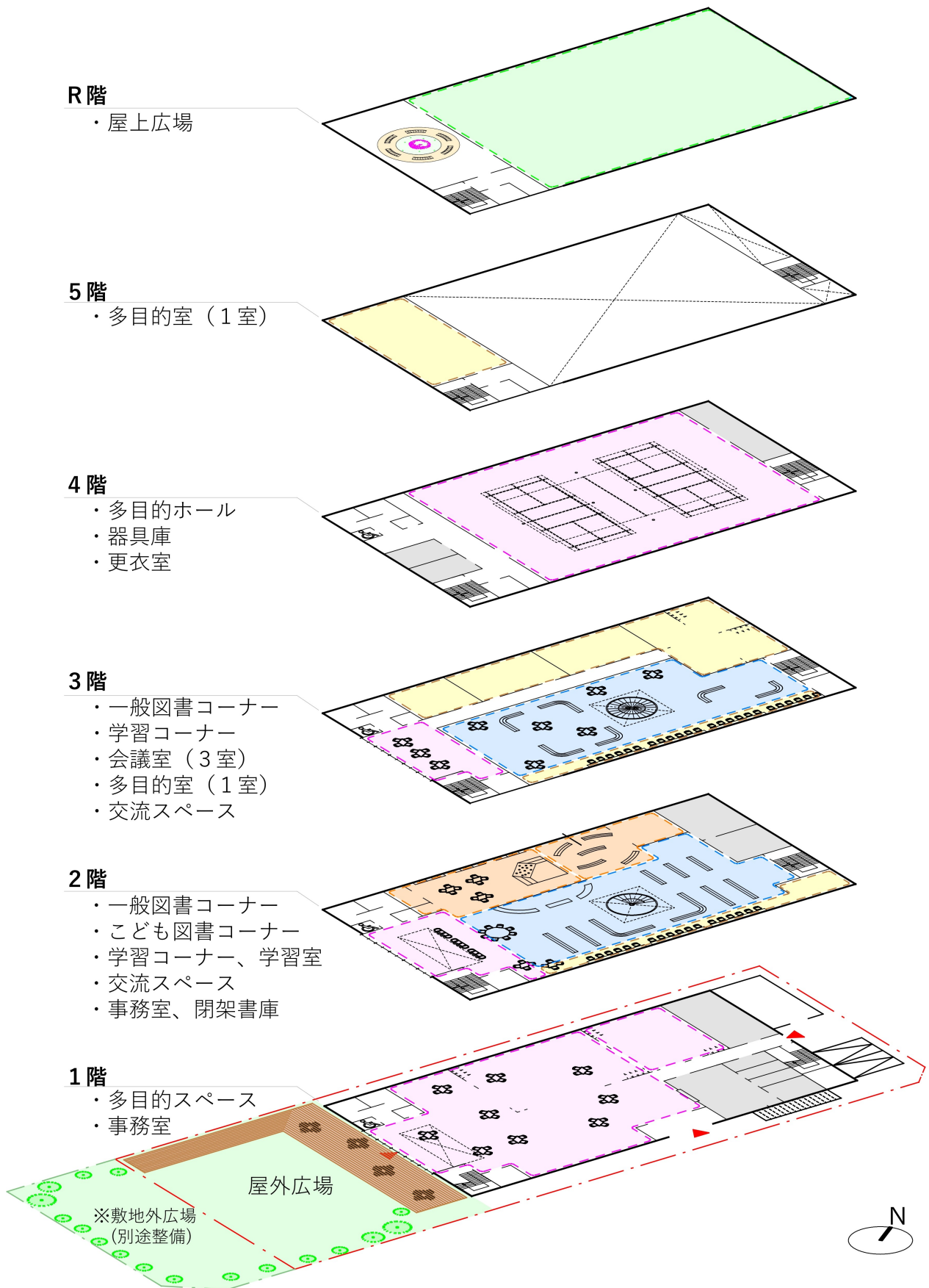
諸室等の想定床面積、フロア配置イメージ及び設計における留意事項は次のとおりとする。想定床面積及びフロア配置イメージはプロポーザル方式に係る「技術提案書」作成の参考として示すものであり、提案に当たっては、各機能や諸室が緩やかにつながり、利用者が自由に居場所を選択でき、様々な世代の交流の場となるよう十分検討すること。検討の上、床面積やフロア配置等の変更を提案する場合は、変更内容も含めて技術提案書に記載すること。

なお、提案のあった変更内容の採否は、基本設計において本市担当職員と協議の上決定する。

① 想定床面積

	機能	諸室等	想定床面積(m ²)
屋内	文化・交流 《集会所・ホール機能》	交流スペース	690
		多目的ホール	580
		多目的室(2室)	230
		会議室(3室)	130
		器具庫	40
		更衣室	30
		事務室	140
			1,840
	社会教育 《図書館機能》	一般図書コーナー	630
		こども図書コーナー	190
		事務室・閉架書庫	70
		学習室・学習コーナー	120
			1,010
	その他	上記以外の共用部等(階段・エレベーター、風除室、トイレ、書庫・倉庫)	550
	床面積合計	3,400	
屋上	子育て支援	屋上広場	640
屋外	《広場機能》	屋外広場	500

② フロア配置イメージ



③ 設計における留意事項

文化・交流機能《集会・ホール機能》

【多目的ホール】

- ・利用形態によって 300～400 人が利用可能な計画とする。
- ・平土間とし、無柱空間とすること。
- ・常設の舞台やステージの設置は不要とする。
- ・ホールとして利用しない時は、バレーボールやバトミントンコートとして利用可能となるよう内装、天井高等に配慮すること。
- ・上下階に音や振動の影響がでないよう計画すること。

【交流スペース】

< 1 階 >

- ・エントランスロビーを含めて一体的に利用できる交流スペースを計画すること。
- ・各種イベントや集会等の多目的な用途で利用可能な計画とすること。
- ・団体利用が可能なキッチンスタジオを計画すること。
- ・利用形態によって分割使用が可能な計画とすること。
- ・屋外空間（広場）との連続性に配慮し、一体的に利用可能な部分を計画とすること。
- ・カフェ等の誘致について検討すること。

< その他の階 >

- ・エレベーターホールや廊下等の共用部を、小規模な交流スペースとして利用できる空間で接続するなど、利用者間の交流が促進されるよう計画すること。

【多目的室・会議室】

- ・多目的室は音楽スタジオやダンススタジオ、クラフトルーム、卓球、トレーニングなど、文化・創作活動や軽スポーツで利用可能なよう計画する。
- ・会議室は最大約 30 人利用の会議室を 2 室、最大約 20 人利用の会議室を 1 室計画すること。
- ・利用形態に応じて分割使用が可能な計画とすること。
- ・室外に音や振動の影響がでないよう計画すること。

【事務室】

- ・図書館を除く施設全体を管理する事務室として、1 階に計画すること。
- ・想定職員数は約 10 人として計画すること。
- ・事務室内にミーティングスペースを計画すること。また、必要に応じて、更衣室、給湯室、書庫・倉庫等を計画すること。

社会教育《図書館機能》

【共通】

- ・世代間交流の実現と図書館機能（静かに本を読み、学習することができる機能）確保の両立が可能な計画とすること。
- ・利用者出入口は 1 か所とし、不正持ち出しの防止等、適切な管理が行えるよう BDS ゲートを設置する計画とすること。また、複数フロアに渡って図書館を配置する場合は、BDS ゲートを通ることなく上下階を移動できるよう図書館専用の階段等を計画すること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、車いす利用者等も含め、すべての利用者が安全に利用できる計画とする。
- ・机や椅子を多めに配置する計画とし、滞在型のくつろげる空間とすること。
- ・図書館内の総蔵書数は 100,000～125,000 冊とし、開架書庫と閉架書庫の収納割合等の詳細については基本設計により決定する。

【一般図書コーナー】

- ・一般エリア、郷土エリア、参考図書エリア、新聞エリア、視聴覚エリア、展示特集エリア等で構成し、各エリアの蔵書数、面積等は基本設計により決定する。

【こども図書コーナー】

- ・図書エリア、親子ふれあいエリア、読み聞かせの部屋、授乳室、親子が一緒に入れるトイレ等で構成し、各エリアの蔵書数、面積等は基本設計により決定する。
- ・乳幼児と児童の活動範囲や移動速度等の違いに配慮し、安全に利用できる空間を計画すること。
- ・内装や什器・備品はこどもが親しみやすい色彩、デザインで計画すること。
- ・乳幼児の泣き声や児童、保護者の話し声がある程度許容する賑やかなエリアとして計画しながら、その他の図書館エリアと固定壁で仕切るのではなく、ガラス壁で仕切るなど、一体感を確保し、共存できる計画とする。

【事務室・閉架書庫】

- ・事務室内に図書館の管理運営を行う事務スペース、図書の装備等を行う作業スペースを計画すること。また、必要に応じて、更衣室、給湯室、倉庫等を計画すること。
- ・事務室は閉架書庫と同フロアに計画する。
- ・書籍の搬出入が容易となるよう計画し、搬入車両からの動線や書籍の出し入れ等の作業動線が利用者動線と交わらないように計画すること。
- ・図書館出入口や受付カウンター、こども図書コーナーとの配置関係に配慮し計画すること。
- ・想定職員数は約 10 人として計画すること。

【学習室・学習コーナー】

- ・複数人が座ることができるテーブル席や、仕切り板を設置した個人用の席を計画すること。

その他諸室

【トイレ】

- ・ホール吹き抜け階（② フロア配置イメージの 5 階）を除く各階に、男性用トイレ、女性用トイレ、多機能トイレを計画すること。また、ジェンダー等に配慮した個室トイレの設置についても検討すること。

【倉庫】

- ・各階の物品を当該階で収納できるよう計画すること。

子育て支援〈広場機能〉

【屋外広場】

- ・幼児が安心して遊べるだけでなく、地域の学校、商店街等が、イベント等で活用することも想定して計画すること。
- ・緑地面積は関連基準を満たすだけでなく、四季を感じることができる中高木等を効果的に植栽し、緑豊かな環境を計画すること。
- ・植栽やフェンス等の構造物によって、広場が閉鎖的な空間にならないよう配慮すること。
- ・J R 西日本が別途整備する敷地外広場との一体的な利用を予定しているため、当該事業者と協議の上、屋外広場の設計を行うこと。

【屋上広場】

- ・地域の子どもたちが、ボール遊びなどの活発な遊びに利用できるよう計画すること。
- ・安全管理面に十分配慮した計画とすること。
- ・周辺地域や下階に音や振動の影響がでないよう計画すること。

その他設計における留意事項

【外構（駐車場・駐輪場・外部動線）計画】

- ・施設利用者の駐車場は、関連基準に基づき必要な駐車台数を、近隣の民間駐車場で確保する予定としている（基本設計中に、本市が関連事業者と協議の上決定予定）。
- ・施設管理や本の搬出入等に必用な駐車場を敷地内に計画すること。
- ・施設利用者の駐輪場は、関連基準に基づき必要な台数を計画すること。
- ・敷地内の各種動線については、段差無く安全にエントランスまでアクセスできるよう計画すること。

【構造計画】

- ・構造は基本設計において工期、コスト等を含めて比較検討を行い決定すること。
- ・基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、大地震時の液状化を含め、不同沈下等により建築物に支障を与えることのない基礎形式及び工法を比較検討の上決定すること。
- ・大地震時にも、損傷等により上部構造の機能確保に有害な影響を与えないものとする

【環境・設備計画】

- ・高断熱化や高効率機器の導入、再生可能エネルギーの活用など、地球環境に配慮した計画とし、ZEB Ready の認証取得の実現に向けて検討すること。
- ・環境負荷の低減を図るための設備等は保守や維持管理などのランニングコストに配慮したものとする
- ・内装材や什器備品については、積極的に木材利用を図ること。

Ⅲ 要求成果図書

1 基本設計に関する成果図書（担当職員の指摘事項の修正が完成したものを、2024年3月25日までに2部提出すること。）

(1) 総合

- ① 計画説明書
- ② 設計概要書
- ③ 仕上表
- ④ 面積表及び求積図
- ⑤ 敷地案内図
- ⑥ 配置図、平面図（各階）、断面図、立面図
- ⑦ 施設のイメージ図（内観、外観共）
- ⑧ 工事費概算書
- ⑨ 打合せ議事録・比較検討・根拠資料等
- ⑩ その他発注者からの作成指示資料

(2) 構造

- ① 構造計画説明書
- ② 構造計画概要書
- ③ 工事費概算書
- ④ その他発注者からの作成指示資料

(3) 設備（電気設備、機械設備、昇降機等）

- ① 設備計画説明書
- ② 設備設計概要書
- ③ 工事費概算書
- ④ 各種技術資料（比較検討資料、主要設備選定資料等）
- ⑤ その他発注者からの作成指示資料

※1) 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合は、担当職員の了解を得ること。

※2) 「総合」とは建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

※3) 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

※4) 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

2 実施設計に関する成果図書（担当職員の指摘事項の修正が完成したものを、委託期限（2024年9月30日）までに提出すること。）

項目	書類名称	提出部数
(1) 設計図	① 設計原図（白焼き・押印） ② CADデータ（JWWデータ）	1式（A1又はA2） 1式（CD-ROM）
(2) 計算書	各種計算書	1式（A4）
(3) 積算	① 積算計算書及び集計表 ② 積算図面 ③ 3社見積書及び見積比較表	1式（A4） 1式（A1又はA2） 1式（A4）
(4) 内訳書及び代価表	① 内訳明細書 ② 代価表 ③ 内訳明細書データ	1式（A4） 1式（A4） 1式（CD-ROM）
(5) 決裁及び入札用図書	① 決裁用設計図（設計原図をA3で白焼きしたもの） ② 入札用設計図スキャンデータ（設計原図をPDFデータ化したもの）	1部（A4ファイル） 1式（CD-ROM）
(6) 監理用図書	① 二つ折り製本 ② 縮小二つ折り製本（製本の合冊・分冊は協議による） ③ 構造計算書製本 ④ 構造計算プログラム入力データ	3部（A1又はA2） 5部（A3） 1部（A4ファイル） 1式（CD-ROM）
(7) その他	① 打合せ記録 ② 材料・工法等検討書 ③ 申請、届出及び許認可書 ④ その他調査・指示事項記録 ⑤ 申請関係データ（書類・図面等）	1式（A4） 1式（A4） 1式（A4） 1式（A4） 1式（CD-ROM）

IV その他（特記事項）

- 1 設計図は、JWW 形式の CAD データ及び PDF に変換したデータを提出する。JW_CAD 以外の CAD ソフトを使用する場合、JWW 形式に変換し、文字化けや文字のずれ等を修正し提出する。CAD 使用の際の線種、線の太さ、レイヤの設定等については担当職員の指示によること。
- 2 積算図面、積算数量、内訳明細書については、相互間の整合確認を行い、マーカー等にてチェックされたものを成果物として提出のこと。
- 3 業務に当たっては、関係官庁、関係機関、西明石駅及び駅周辺におけるまちづくりに関する事業等と十分協議し、その結果を担当職員に報告の上、設計に反映すること。また、西明石駅及び駅周辺におけるまちづくりに関する事業関係者との連携を図ること。
- 4 敷地、建物等の現場調査を行う場合は、必ず事前に担当職員まで連絡し、原則立会いのもと現場調査を行うこと。架空配線はもとより、特に地下埋設物や配管等は、事前に既存図面を確認の上、現地調査に臨むこと（工事時作業エリアや動線等も考慮のこと。）。
- 5 本業務に関係する法規は、関連事項を必ずチェックし、表にまとめ提出のこと。
- 6 本業務に関する資料で、本市にて所有する資料は貸借する。ただし、借用書を必ず提出のこと。
- 7 関係法令等に基づく協議及び書類の作成・提出・受領は、本業務に含む。
- 8 上記の協議、書類提出等に要する費用は、本業務に含む。
- 9 解体工事部分以外の設計図には、原則として、第二原図の使用は認めない。
- 10 原則として、特定のメーカー及び商品名を設計図書に記載してはならない。
- 11 設計従事者は、設計内容や資料等について、第三者に漏らしてはならない。
- 12 成果図書の著作権は当該成果図書の引渡時に発注者に無償で譲渡するものとし、成果図書の所有権はすべて明石市に帰属するものとし、その内容を第三者へ公表してはならない。
- 13 設計完了後であっても、設計の不備・不整合や、杭施工時における杭芯ずれに伴う設計の変更が生じたとき等は、原則、無償で設計図書や構造計算等の作成を行い資料提供するものとする。さらに、設計思想の伝達及び情報共有の必要があると認め、発注者（工事監理者）・設計者・工事受注者による三者会議を実施する場合は、原則、無償で要請に応じること。
- 14 設計原図を含む成果図書のまとめ方は、担当職員と協議の上決定すること。
- 15 実施設計の業務である計画通知申請前に、申請図書一式を作成し、担当職員の事前の確認を受け、原則、委託期限内に計画通知の確認済証の交付が得られるように業務を行うこと。事前の確認日程については、担当職員と協議し決定すること。
- 16 打合せ議事録（電話、電子メール等の内容を含む。）については、打合せ日から1週間以内に提出すること。また、月間工程表については、当月の実施工程表及び翌月の工程表を毎月末までに提出し、担当職員に内容説明を行うこと。
- 17 補助金申請、起債申請等に必要な資料作成に協力すること。
- 18 業務完了後に以下について発注者の要請があった場合、受託者はこれに協力すること。
 - (1) 工事着手前の現場説明の実施
 - (2) 質疑回答書の作成
 - (3) 設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
 - (4) 会計検査等への立会

以上